

第13章 試 験 検 査

(本巢・山県センター、関保健所、郡上センター及び中濃保健所からの依頼分を含む)

1 感染症及び臨床学的検査

- (1) 感染症発生に伴う検査は、レジオネラ症及び腸管出血性大腸菌感染症発生に伴い実施した。
- (2) 保菌者検索は、給食施設従事者、食品関係従事者、水道施設従事者及びその他一般住民等からの依頼に応じて実施したが、赤痢菌、サルモネラ属菌及び腸管出血性大腸菌(O157)は検出されなかった。
- (3) 結核菌検査は、結核予防法に基づく管理検診によるものであり、塗抹鏡検及び培養検査を実施した。その結果、排菌者は認められなかった。
- (4) 臨床学的検査は、原子爆弾被爆者健康診断及びHIV迅速検査によるものである。

2 食品等に関する検査

- (1) 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づき、管内の乳処理場6施設の製品について定期的に成分規格の検査を実施した。
- (2) 食品衛生法に基づき、人の健康に害を及ぼすおそれのある食品の流通を防止するため、夏期・年末一斉取締り及び必要に応じ収去検査を実施した。
また、前年度に引き続き集団食中毒を予防するため「学校給食施設等衛生管理強化事業」として給食(副食等)の細菌検査、「食品添加物使用等適正化事業」として添加物に関する検査、「食中毒事故防止調査事業」として鶏肉と食肉処理場細菌汚染状況及び「広域流通食品衛生管理推進支援事業」として製造工程別細菌汚染状況調査を実施した。
- (3) と畜場衛生対策向上事業等に伴う検査として、枝肉の汚染状況を調査した。
- (4) 食中毒等発生に伴う検査においては、ノロウイルス検出事例が約半数を占め、他にはカンピロバクター及びウェルシュ菌等が検出される。また、近年全国的に発生している潜伏時間が短く比較的軽症の原因不明事例の増加が目立っている。

3 環境及び公害等に関する検査

- (1) 水質汚濁防止法等関係法規に基づき、工業・し尿処理場・大型浄化槽の放流水及び産業廃棄物最終処分場の観測井・放流水等の水質検査を実施した。
- (2) 公共用水域の河川定点調査を、木曽川水域7河川(木曽川、加茂川、新境川、飛騨川、可児川、白川及び黒川)10地点及び長良川水域7河川(長良川、吉田川、板取川、武儀川、津保川、亀尾島川及び川浦川)10地点にて実施した。
今年度は、新境川上流のBODが年間を通して基準値以下となり6年ぶりに環境基準を達成できた。
- (3) 水浴に供される公共用水域の水質検査として、長良川2地点(関市・美濃市)にて実施した。
- (4) レジオネラ属菌対策として、浴槽水におけるレジオネラ属菌汚染状況調査を実施した。
- (5) 遊泳用プールの水質検査について、依頼検査及び行政検査を実施した。